

様式第1号
(その3)

不動産取得税・固定資産税(大規模の償却資産)課税免除申請書									
課税免除の要件	区分	旧復興特区法第37条第1項 旧復興特区法第39条第1項 旧復興特区法第40条第1項		事業内容 ①		金属製品製造業		※	
	37条:償却資産の取得 39条:開発研究資産 40条:再投資資産					30,000,000 円			
	新(増)設に係る一の対象施設等を構成額の合計額 ②								
課税免除を受けようとする 不動産取得税 固定資産税	年度又は事業年度			年度	7 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで				
	土地 ④	所在地・地番		地目	面積	取得年月日		取得価額	建物の建設着手年月日
		福島市杉妻町2-16		宅地	1,000.00 m ²	7年 4 月 20 日		20,000,000	7年 5 月 10 日
						年 月 日			年 月 日
	家屋 ⑤	所在地・家屋番号	構造	用途	延 べ床面積	取得年月日		取得価額	事業の用に供した年月日
		福島市杉妻町2-16	鉄骨造 鋼板葺1階建	工場	500.00 m ²	7年 12 月 25 日			8年 1 月 7 日
						年 月 日			年 月 日
						年 月 日			年 月 日
	償却資産 ⑥	設備の種類			数量	取得年月日		取得価額	事業の用に供した年月日
						年 月 日			年 月 日
				年 月 日			年 月 日		
上記の県税について、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。									
×× 年 ×× 月 ×× 日 本社の所在地を記入してください。 また、申請内容について確認させていただく場合がありますので、ご担当者様の氏名、連絡先(電話番号)も記入してください。 申請者 所 在 地 福島市杉妻町2-16 法 人 の 名 称 福島県庁株式会社 代 表 者 氏 名 代表取締役 税務 一郎 (この申請に係る担当者の氏名) 経理課 税務 花子 電 話 ○○○-×××-△△△△									
福島県 ◇◇ 地方振興局長									

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 見取図(課税免除対象となる不動産が明示されているもの)
- 3 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(令和8年復興庁令第3号)の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)第10条第3項の規定による指定書の写し
- 4 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること(例・・・水産食品製造業、建築物整備事業等)。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 ③欄は、復興推進計画に定められた産業集積事業のみを実施する法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)附則第96条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第40条第1項に規定する指定法人)が、東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者を復興産業集積区域内に所在する産業集積事業を行う事業所に雇用した雇用者数を記載すること。
- 6 ④欄は、⑤欄の家屋及び⑥欄の償却資産の敷地について記載すること。
- 7 ⑤⑥欄は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第2条第3項第2号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。
(1) 所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第10条第1項又は第17条の2第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
(2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第102号)の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和8年財務省令第24号)の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号)第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産